厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿

民主党『次の内閣』ネクスト厚生労働大臣 三 井 辨 雄

原爆症認定訴訟の控訴断念を求める要請書

被爆者援護法に基づく原爆症の認定申請を国が却下したのは違法だとして、被爆者が国を相手取り認定却下処分の取消しを求めている裁判で、今月20日に仙台地裁が原告2名全員について、22日に東京地裁が原告21名について、それぞれ認定却下処分を取り消し、原爆症と認定する判決を言い渡した。民主党は、被爆者の高齢化が進んでいることに鑑み、安倍内閣が政治決断により判決を受け入れ、控訴を断念するよう、強く求める。

国の敗訴は、昨年の大阪、広島、今年1月の名古屋及び20日の仙台の各地裁判決に次いで5度目である。判決では国の認定基準について「評価結果に限界がある」と指摘し、これまでの判決と同様、「機械的な適用は、放射線のリスクの過小評価をもたらすおそれがある」と批判している。現行の認定基準は実態にそぐわないとする司法判断が定着した事実を認めるべきである。

しかし、厚生労働省が現行の認定基準に固執し、いたずらに控訴を繰り返していることは誠に遺憾である。原告である被爆者は平均年齢が75歳、提訴からの3年半で31人の方がこの世を去っており、控訴を繰り返す政府は被爆者が亡くなるのを待っているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

本件は貴職が政治決断により控訴を断念し、認定基準の見直しを事務方に指示すれば解決する問題である。安倍内閣は、現行の機械的な認定基準が実態にそぐわないとする累次の司法判断を真摯に受け止め、貴職の政治決断により控訴を断念すべきである。よって以下について強く要請する。

記

- 1. 仙台地方裁判所が、平成19年3月20日に言い渡した、原告2名全員に対する原爆症認定申請却下処分を取り消すとの判決を受け入れ、控訴を断念すること。
- 2. 東京地方裁判所が、平成19年3月22日に言い渡した、原告21名に対する原爆症認定申請却下処分を取り消すとの判決を受け入れ、控訴を断念すること。
- 3. 原告との協議の場を設け、認定基準の抜本的な改善を図ること。

以上